

第 20 回 表現の自由 (4)

5. 集会・結社の自由

- ・ 多数人が特定の共通の目的をもって一定の場所に集まることを集会という。集会の自由は、表現の自由の一形態として 21 条によって保障される。
- ・ 集会のための公共施設の使用に関して、使用目的を維持するために必要不可欠な限度での許可制が採られるが、これは憲法 21 条に違反しない (皇居前広場事件最高裁判決 (最大判昭和 28 年 12 月 23 日民集 7 卷 13 号 1561 頁))。
- ・ 多数人が特定の共通の目的をもって継続的に結合することを結社という。結社の自由は、表現の自由の一形態として 21 条によって保障される (宗教団体については 20 条が、労働組合については 28 条が、それぞれ重疊的に保障している)。
- ・ 一定の類型の場所 (駅、公園、公民館など) については、その所有権や管理権の行使よりも表現行為が優先されるというパブリック・フォーラムの法理は、吉祥寺駅構内ビラ配布事件 (最判昭和 59 年 12 月 18 日刑集 38 卷 12 号 3026 頁) や大分県屋外広告物条例事件 (最判昭和 62 年 3 月 3 日刑集 41 卷 2 号 15 頁) の最高裁判決における伊藤正己裁判官の補足意見で言及されたことがある。
- ・ 集団行進や集団示威運動 (デモ行進) など、一定の場所にとどまらない集団行動の自由も、憲法 21 条 1 項によって保障される。もっとも、集団行動は、純粋な言論とは異なり、一定の行動を伴い、他者の権利・自由との調整が必要であり、公共の秩序の維持や道路交通の安全の確保などを理由に、特別の規制を受けうる (新潟県公安条例事件最高裁判決 (最大判昭和 29 年 11 月 24 日刑集 8 卷 11 号 1866 頁)、佐世保エンタープライズ寄港阻止闘争事件最高裁判決 (最判昭和 57 年 11 月 16 日刑集 36 卷 11 号 908 頁))。
- ・ 結社の自由に関して、専門的技術を要し公共的性格を有する職業については、弁護士会や税理士会などの団体が設立され、それらへの加入が事実上強制されている。
- ・ 破壊活動防止法は、「公共の安全の確保に寄与する」ため、「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置」などを定めており (1 条)、最も厳しい処分として、公安審査委員会による団体の解散指定 (7 条) も可能である。

6. 表現の自由に対する規制の類型化

- ・ 表現の自由を規制する法令が漠然としていて不明確なものであれば、本来許される表現行為であっても、それを差し控えさせてしまう。そこで、合理的な限定解釈によっても法文の漠然不明確性が除去されないときは、法令そのものを文面上違憲無効とすべきと考えられる。
- ・ 表現の自由を規制する法令の法文が明確であっても、規制の範囲があまりにも広汎であり違憲的に適用される可能性がある場合には、同様に萎縮効果があるので、法令そのものを文面上違憲無効とすべきであると考えられる。

【宿題】大分県屋外広告物条例事件最高裁判決（I-56）、大阪市屋外広告物条例最高裁判決（I-55）、堀越事件最高裁判決（I-13）及び立川反戦ビラ配布事件最高裁判決（I-58）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q20 集会の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。
- ア. 市民会館は、集会をするために必須の施設であるから、その使用について、届出制ではなく、許可制を採ることは、集会の自由を不当に制限することになる。
 - イ. 道路については、交通の安全と円滑を図るという機能面が重視される結果、道路における集団行動の規制は、集会の自由に対する制限には当たらない。
 - ウ. 市の管理する公園について、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合でないのに、その使用を規制するのは、集会の自由を不当に制限することになる。